

○財務省告示第二百十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年六月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年七月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第一百十八
回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適用等

四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

方募

・別債行争非者特国札非
 第参市及入価者・別債発競
 II加場び札格第参市行争
 非者特国発競I加場入

争入札発行「と
 市場特別参加者
 るものごとに
 参加者・第II
 参加者ごと
 て、財務大臣
 し、た後に
 び価格競争入札
 価格競争入札
 一、国債市場
 を定めるも
 場特別参加者
 であつて、財
 競争入札と
 競争入札「と
 とするも、
 得られる
 価格を募入
 額により
 加重平均し

争入札発行「と
 市場特別参加者
 るものごとに
 参加者・第II
 参加者ごと
 て、財務大臣
 し、た後に
 び価格競争入札
 価格競争入札
 一、国債市場
 を定めるも
 場特別参加者
 であつて、財
 競争入札と
 競争入札「と
 とするも、
 得られる
 価格を募入
 額により
 加重平均し

争入札発行「と
 市場特別参加者
 るものごとに
 参加者・第II
 参加者ごと
 て、財務大臣
 し、た後に
 び価格競争入札
 価格競争入札
 一、国債市場
 を定めるも
 場特別参加者
 であつて、財
 競争入札と
 競争入札「と
 とするも、
 得られる
 価格を募入
 額により
 加重平均し

十一	九	八	二					ハ	ロ	イ	七					ニ											
発行価格日	振替単位	最小額面金	行争入札発競	非価格競II	者・第II	特参加	国債市場	行争入札発競	非価格競I	者・第I	特参加	国債市場	札発競争入	非競入行争	入札発競争	価格競争	払込金額	行争入札発競	非価格競II	者・第II	特参加	国債市場	行				
平成二十六年六月二十日	の記載又は記録は、最も低額と	五万円					千三百四十億七千二百二十万円					円二千四百二十七億九千四百八十万	円二千七百八十万	七十五万五千四百五十四億四千八百			二兆五千五百四十四億四千八百							で、千三百九十億	た、利付国債に、ついで、額面金額	条、第一項の規定に基づき発行し	特別会計に関する法律第四十六

十 十 十
七 六 五

十
四

十 十
三 二

ロ イ

払元償償
場利還還
所金金期
支額限

後第
の二
利期
子以

初利入価・別債行争非者特国札非入価
期札格第参市及入価・別債発競札格
利発競II加場び札格第参市行争発競
子率行争非者特国発競I加場、入行争

日額平るい日毎
本面成利てを年
銀行額十をそ払月
百一年払日と十
円六う以し日
につ月°前、及
き二 月支十
百十日 間払二
円日 属に二
すお十

額面金額 × $\frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$
規下は払し払平年
定、期た期成○
す次その金額し十二
る号の銀額を、六パ
期及翌行を支次年一
日び営業業払の十セ
に第業業に°式月ト
つ十日にに当たに二
い五にに。たよ十
て号支当たしり日
同におうるし、算を
じ。い(と、算を
°て以き支支出支

額上額
面の金
金額れ額
百ぞ百
円れ円
にのにつ
つき募き
百価百
円格円
八 八
銭 銭
以

十九 十八

払込期日 者 入札参加

平成二十六年六月二十日 財務大臣から通知を受けた者